

## 客引き行為等の禁止に係る啓発について

### 1 概要

宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例<sup>\*</sup>の全面施行から10箇月が経過した。

ニシタチ周辺の路上においては、客引き行為、勧誘行為などが禁止されたことに伴い、つきまとうなどの悪質な客引き行為等は減っているが、未だに疑いのある行為が散見される状況にある。

年末・年始に向けて、ニシタチ周辺を訪れる市民等が増えていくと思われるが、安全安心なニシタチになるよう、客引き行為等の禁止について地域団体と連携して啓発していく。

事業者はもとより、市民や観光客の皆様も、客引き行為等を「しない」「させない」「利用しない」よう協力をお願いします。

(※条例の概要については資料2を参照)

### 2 啓発期間

令和4年11月下旬から令和5年3月まで

### 3 啓発方法

#### (1) 横断幕



場 所:西橋通り

大きさ:90cm×270cm

#### (2) 街頭ビジョン



場 所:一番街、西橋通り

内 容:15秒の動画放送

時間帯:18時~27時(1日36回)

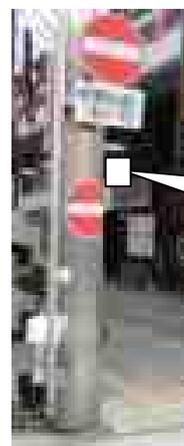
#### (3) 路面シート<試行>



場 所:西橋通り、中央通り(計3箇所)

大きさ:横 56cm×縦 60cm

#### (4) 音声案内<試行>



【例】客引き行為等を  
しない!させない!利用しない!

場 所:一番街(2箇所)

大きさ:幅 65mm×奥行き  
30mm×高さ 110mm 程度

〔問い合わせ先〕

宮崎市危機管理部地域安全課  
電話 44-2802